

自転車の違反に青切符が導入されます！

～ 令和8年4月1日施行、取締りの対象年齢は16歳以上 ～

(交通企画課)

令和8年4月1日から

自転車の違反に青切符が導入されます！



令和8年4月1日から自転車等に対する交通反則通告制度（「青切符」による取締り）が適用されます。

※交通反則通告制度とは … 運転者がした一定の交通違反について青切符が交付され、反則金を納付した場合は、刑事罰に科されない制度です。

取締りの対象年齢は16歳以上

反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額

【主な違反に対する反則金額】

- | | |
|---------------------|---------------|
| ○携帯電話使用等（保持）12,000円 | ○一時不停止 5,000円 |
| ○遮断踏切立入り 7,000円 | ○無灯火 5,000円 |
| ○信号無視（赤色等） 6,000円 | ○並進 3,000円 |
| ○右側通行 6,000円 | ○二人乗り 3,000円 |
| ○制動装置不良 5,000円 | |

※一例を記載しています



走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、飲酒運転などの特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り刑事手続きの対象となります。

自転車でも飲酒運転は犯罪!! ながらスマホも違反!!



飲酒運転は、自転車も車と同様に悪質な犯罪です！自転車運転中の「ながらスマホ」でも交通事故が起きており、自分自身だけでなく周囲の人にけがを負わせてしまうことがあります。

ただいま～
自転車にがらくらいたたふしゅう)

交通違反ですよ！
自転車もハンドルを握ればドライバーです！



自分と大切な人の命を守るため ヘルメットを着用しよう!

過去5年（宮城県内・令和2年から令和6年）の自転車乗車中の死傷者のうち、ヘルメットを着用していた人の割合はわずか約9.4%にすぎず、ヘルメット非着用の死者は20人にのぼります。

交通事故の被害を軽減するためには
頭部を守ることが重要です!

